

総論

# 登録基幹技能者制度と建設キャリアアップシステムについて

すずき まなぶ  
鈴木 学

国土交通省大臣官房参事官  
(建設人材・資材)付専門調査官

## 1 はじめに

基幹技能者は、熟達した作業能力と豊富な知識を持つとともに、現場をまとめ効率的に作業を進めるためのマネジメント能力に優れた技能者として、建設現場で活躍している。

本稿では、基幹技能者の意義やその役割、技能者の処遇改善につなげることを目的に取り組んでいる建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）をはじめとした制度的な位置づけについて解説する。



図-1 登録基幹技能者の役割

切な人員配置・作業方法・手順等の構成を行うことができる職長等の技能者を基幹技能者として位置づけることにより、施工現場の生産性の向上や建設生産物の品質確保を図ることとしている（図-1）。

## 2 登録基幹技能者制度について

### 2.1 基幹技能者の意義・役割

建設産業において、生産性の向上を図るとともに、品質、コストおよび安全面において質の高い施工を確保するためには、技術開発と並んで施工現場で直接生産活動に従事する技能労働者の果たす役割は重要であり、とりわけ工事現場での「段取り、とりまとめ」といった作業管理を担う職長等が大きな役割を占めている。

そのため、熟達した技能だけでなく、一般技能者の施工に係る指示や指揮、前工程・後工程の連絡調整、監理技術者等と連携した施工方法等の提案・調整、適

### 2.2 登録基幹技能者制度導入の経緯

基幹技能者の制度化に係る経緯としては、平成7年（1995）4月に策定された建設産業政策大綱において、「新しい技能者像」として基幹技能者を重点的に確保育成できるようにすることが求められ、平成8年（1996）に策定された「基幹技能者の確保・育成・活用に関する基本指針」に基づき、関係する専門工事業団体が自主的に運営する民間資格として整備が進められてきた。

その後、建設生産をめぐる状況の大きな変化の中、

建設生産システムにおける基幹技能者の位置づけをさらに明確にし、建設産業での品質確保等に資する制度的なインフラとして活用していくため、各職種における基幹技能者の認定方法等について協議・確認するとともに、当面する諸課題について検討すべく、それまでに自主的に民間資格として基幹技能者を認定してきた専門工事業団体を主体とし、総合工事業団体、学識経験者および行政担当者も参画する「基幹技能者制度推進協議会」が設置され、その中で、実務経験年数や基幹技能者の高度な作業管理能力を有することの制度・運用上の担保の条件整備がなされた。

### 2.3 基幹技能者の制度的位置づけ、活用

こうした取組を経て、平成20年（2008）1月には、建設業法施行規則の改正が行われ、同年4月から国土交通大臣の登録を受けた登録基幹技能者講習を修了した者を登録基幹技能者とし、登録基幹技能者を雇用している企業に対して、経営事項審査で加点する仕組みがスタートし、登録基幹技能者制度の導入に至っている。

また、登録基幹技能者制度のより一層の普及・活用と、できる限りの信頼性・専門性の高い公的資格保有者の配置を推進していく観点から、平成29年（2017）11月に建設業法施行規則等が改正され、平成30年（2018）4月より、建設業法第26条の主任技術者要件の1つとして位置づけられた（図-2）。

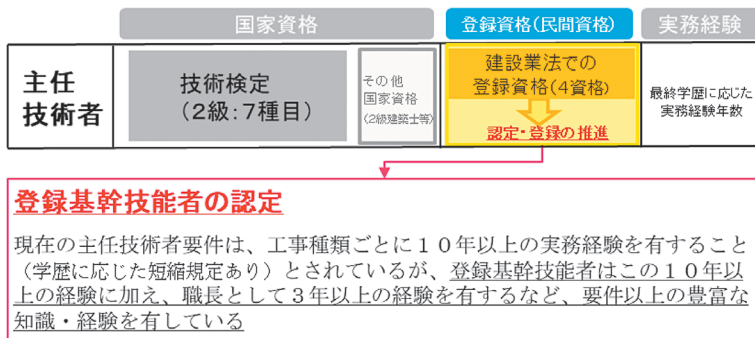


図-2 公的資格保有者の配置の推進

加えて、公共工事の総合評価における評価・活用について、国土交通省では、平成17年度に北海道開発局が最初に導入し、現在ではすべての地方整備局等が導入している。都道府県・政令指定都市では、平成

19年度に長崎県が最初に導入し、令和4年度では26都道府県と5政令市が導入している。さらに、西日本高速道路、都市再生機構、本州四国連絡高速道路が導入しており、総合評価における本制度の評価・活用は着実に進んでいる。

令和6年8月末時点で、47職種が登録基幹技能者講習として登録され、約8万4千人の登録基幹技能者が誕生している。加えて、新規に登録基幹技能者制度を立ち上げるため複数の団体が検討を始めている。

## 3 登録基幹技能者とCCUS

### 3.1 CCUSについて

建設業は他産業に比べて高齢化が進展し、「労働力調査」（令和4年平均）では60歳以上の技能者が約78万人と、実に全体の26%を占めている状況にあり、これまで現場を支えてきた熟練技能者がこの数年間で大量に退職することが見込まれている。

インフラの老朽化や災害の激甚化等の中で、引き続き適切に社会資本の整備・維持管理を行っていくためには、その担い手である建設業の魅力を高めていく必要がある。そのためには、建設技能者の経験・技能に応じた処遇を進め、若者をはじめとする建設業を目指す方々に対して、キャリアパスと処遇の明るい見通しを示していく必要がある。

一方で、建設技能者は様々な現場で経験を積むため、それぞれの技能者がこれまでどの現場でどのような経験を積んできたかを、統一的に把握することが困難な状況にあった。

こうした技能者の働き方の特徴を踏まえたうえで、建設業を、ひとり一人の技能者が経験と技能に応じた育成と処遇が受けられる産業としていくため、業界横断的に技能者の就業履歴を蓄積

するとともに、資格や社会保険の加入状況等を登録し、技能者の経験と技能に応じた処遇の改善につなげる仕組みとして、CCUSが整備されたところである（図-3）。